

# 第98回 金沢市都市計画審議会議事録

## 1. 日時

令和4年12月1日（木）14:00～15:30

## 2. 場所

金沢市役所第二本庁舎 3階 大研修室

## 3. 出席委員

- ①学識経験者 (各 50 音順)
- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 河崎 恵   | 石川県消費生活支援センター所長 |
| 島田 明子  | 弁護士             |
| 竹村 裕樹  | 元金沢学院大学教授       |
| 出村 昌史  | 金沢大学准教授         |
| 中山 晶一朗 | 金沢大学教授          |
| 西野 辰哉  | 金沢大学教授          |
| 蜂谷 俊雄  | 金沢工業大学教授        |
| 濱崎 英明  | 金沢経済同友会代表幹事     |
| 眞鍋 知子  | 金沢大学教授          |
- ②市議会議員
- |      |              |
|------|--------------|
| 麦田 徹 | 金沢市議会副議長     |
| 高 誠  | 金沢市議会総務常任委員長 |
- ③関係行政機関
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 桑島 正樹 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理） |
| 鈴見 裕司 | 石川県土木部長（代理）                |
| 石井 克欣 | 石川県農林水産部長（代理）              |
- ④市民
- |         |               |
|---------|---------------|
| 笹井 錬造   | 金沢市町会連合会理事    |
| 能木場 由紀子 | 金沢校下婦人会連絡協議会長 |

(司会)

定刻となりましたので、只今より、第98回金沢市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、計画案審議の金沢市決定案件が2件、その他案件が1件ございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の坪田より、ご挨拶を申し上げます。

(坪田局長)

都市整備局長の坪田です。

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政にご理解とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

本日、本市の除雪作業本部が開設され、冬本番に万全の体制で臨みたいと思っております。一方で、全国旅行割の始まりでありますとか、蟹の解禁などありまして、金沢駅やまちなかに多くの方が訪れ、元気が戻りつつあります。第8波なども囁かれておりますけれども、このまちの元気を持続的なものとするためには、本市の魅力等を一層磨き、高めていかなければならないと思っております。本日の審議会では、本市が企業誘致しております金沢テクノパークの再整備を行うエリアでの地区計画の決定と、汚水処理方式を見直す下水道の変更の2件について、ご審議をお願いしたいと思っております。委員の皆様には、それぞれの分野から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

今回は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介します。

石川県消費生活支援センター所長 河崎恵 委員でございます。弁護士の 島田明子 委員でございます。元金沢学院大学教授 竹村裕樹 委員でございます。金沢大学准教授 出村昌史 委員でございます。金沢大学教授 中山晶一郎 委員でございます。金沢大学教授 西野辰哉 委員でございます。金沢工業大学教授 蜂谷俊雄 委員でございます。金沢経済同友会代表幹事 濱崎英明 委員でございます。金沢大学教授 眞鍋知子 委員でございます。金沢市議会副議長 麦田徹 委員でございます。金沢市議会総務常任委員長 高誠 委員でございます。国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 桑島正樹 委員でございますが、本日は代理で 堀口 建設専門官にご出席をいただいております。石川県土木部長 鈴見裕司 委員でございますが、本日は代理で 田中 都市計画課参事にご出席をいただいております。石川県農林水産部長 石井克欣 委員でございますが、本日は代理

で 浅田 農業政策課主幹にご出席をいただいております。金沢市町会連合会理事 笹井錬造 委員でございます。金沢市校下婦人会連絡協議会長 能木場由紀子 委員でございます。

また、本日ご都合によりご欠席されておりますが、金沢市農業委員長 井口栄市 様、金沢商工会議所常務理事 西田哲次 様、金沢市議会建設企業常任委員長 中川俊一 様、石川県警察本部交通部長 谷口剛 様にも委員にご就任いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、会長が空席となっておりますので、新たに選出する必要がございます。金沢市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長は学識経験を有する委員の中から互選により選任することになっています。皆様、どなたかご推薦などありますでしょうか。

(各委員)

推薦等なし。

(司会)

それでは、事務局からの提案ではございますが、これまでの任期から、引き続き、竹村委員に会長をお願いしたいと存じますが、みなさまいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。「異議なし。」ということですので、竹村委員に会長をお願いしたいと存じます。恐縮ですが、竹村委員は会長席に移動願います。

それでは、金沢市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、竹村会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。竹村会長どうぞよろしく願います。

(竹村会長)

皆さんこんにちは。ただいまご指名いただきましたので、大変重責ではございますが、会長を務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

都市計画というのは、100年の計と言われております。確かに、最初に都市計画ができたのが大正8年と、100年ちょっと経っておりますし、新しい都市計画法になってからも50年以上経っています。

先般、海側幹線が開通して、海側幹線と山側幹線が繋がったという話がありました。

実は、私も30数年前の海側幹線や山側幹線の都市計画決定や、工事に携わったのですが、30年経ってようやく繋がって感慨深いものがあります。このように大きな都市機能のインフラの整備などを長い年月をかけてやっております、これでほぼ金沢市内でいえば、骨格がほぼできたのかなというように感じます。最近では、身近なレベルの地域レベルやコミュニティレベルの話とかもかなり注目されておまして、防災や災害の対策という視点でもまちづくりが取り入れられるなど、様々なことを考えていかななくてはならなくなっています。都市計画というのは、こういう風に社会情勢などにマクロな、いろんな視点から取り組むということが非常に重要だと思います。今日、お集りの皆様にも忌憚のない意見をいただいて、よりよい金沢のまちづくりを築きあげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります前に、金沢市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっております。職務代理者につきましては、引き続き、蜂谷委員に職務代理者をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内16名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、島田委員、出村委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしく願いいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。2件ありまして、まず、議案第422号「金沢都市計画 地区計画の決定」について、事務局から説明をお願いします。

#### (事務局)

都市計画課です。よろしく願いいたします。議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元のタブレットをご確認ください。資料は、1枚目が次第、2枚目以降が議案書①となっており、計10枚ございます。また、議案書の中央下にページ番号を記載しておりますので、そのページ数をお伝えしながら、ご説明させていただきます。画面の拡大、縮小については、ご覧になりたい場所を2本の指で画面を開くと拡大し、画面を挟むと縮小いたします。以上が、資料の確認となります。

それでは、議案第422号「金沢都市計画 地区計画の決定（北陽台1丁目地区）」金沢市決定案件についてご説明いたします。議案書は2ページから5ページです。前方のスクリーンと併せてご覧ください。

こちらは、位置図です。議案書は2ページです。対象地区は、金沢市中心部から北東約7.5kmの場所に位置し、北陸自動車道金沢森本ICや金沢外環状道路山側幹線に近接し

た地区であり、地区面積は約 5.8ha です。続いて、航空写真です。周囲には本地区を含む金沢テクノパークのほか、西側には森本インター工業団地が立地しており、工業系の土地利用が図られています。また、現在、未分譲の用地となっている本地区については、令和 3 年度に開催された「金沢市企業立地等促進委員会」における金沢テクノパーク再整備に関する提言により、従来の対象業種の拡大および進出企業の希望面積に対応するための新たな道路の整備・分譲地の細分化を行うこととしております。このような背景を踏まえ、今回、面的整備後の新たな土地利用について、きめ細やかな規制・誘導を図るため、この度、地区計画を定めることとしております。

こちらは計画図です。議案書は 3 ページです。図面上、赤色で示した部分が今回地区計画を決定する「北陽台 1 丁目地区地区計画区域」です。都市計画の決定理由につきましては、「市の開発により再整備がなされる本地区において、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、本地区計画を決定する」ものとしております。

続いて、計画書です。議案書は 4 ページから 5 ページです。まず、本地区計画の目標につきましては、「本地区は、金沢市中心部から北東約 7.5km、北陸自動車道金沢森本 IC 及び金沢外環状道路山側幹線に近接する交通利便性の優れた地区であり、周囲には本地区を含む金沢テクノパークのほか、西側には森本インター工業団地が近接している。本地区計画では、工業系市街地として適正な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した活力と魅力のある工業団地の形成を目標とする。」としております。また、土地利用の方針につきましては、「本地区を含む金沢テクノパークの西側に隣接する森本インター工業団地と一体化した地区として、高度技術産業・地域拠点産業・試験研究開発事業のほか、一般製造業のうち、機械・金属及び IT 関連の製造業の集積を主体とした施設を立地するとともに、快適で良好な工業団地の形成を図る。」としています。建築物等の整備方針につきましては、「地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限等を行う。」こととしています。次に、地区整備計画について、ご説明いたします。地区整備計画においては、既に市内に存在する工業団地の地区計画の内容を基本として、各種制限を定めることとしております。まず、建築物等の用途の制限としましては、建築基準法に基づき、現在指定されている工業専用地域に建築できるもののうち、地区の特性を考慮したうえで、次に掲げる用途の建築物等は建築してはならないことを規定します。順に、(1) 畜舎、(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの、(3) 保育所その他これに類するもの、(4) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所、(5) 店舗その他これに類するもの、(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの又は(7) カラオケボックスその他これに類するものを規制することとします。また、

建築物の敷地面積の最低限度につきましては、1,000 m<sup>2</sup>とします。次に、壁面の位置の制限につきましては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度を定め、道路境界線については2m、隣地等の境界線については1m とします。また、建築物等の形態又は意匠の制限につきましては、広告物に関する制限を規定しており、広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、建築物等の屋上及び屋根面（いわゆる屋上広告物）を設置しないものとします。最後に、垣又は柵の構造の制限につきましては、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次のいずれかに該当するものとします。（1）生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透過性のフェンス。（2）レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの。（3）前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの。なお、透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8m以下のものに限る。としております。以上が当地区の地区計画の決定内容となります。

なお、本件につきましては、令和4年11月1日から11月15日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上で、議案第422号の説明を終わります。

（竹村会長）

はい、ありがとうございます。

ただいまの地区計画について、何かご意見、ご質問はありますか。まさに地区レベルの計画ということで、テクノパーク内で森本インターの近くの工業団地の隣接地ですけれども。今も結構、良好な環境だと思いますが、ここらの土地利用の方針として建物のことや景観のことなどの色々なことについてルールを決めたということですね。

何かご意見ないですか。よろしいですか。

（各委員意見等無し）

（竹村会長）

では、特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

それでは、続きまして、議案第423号「金沢都市計画 下水道の変更」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

都市計画課です。よろしく申し上げます。それでは、議案第423号「金沢都市計画 下水道の変更（臨海処理区）」金沢市決定案件についてご説明いたします。議案書は6ペー

ジからです。前方のスクリーンと併せてご覧ください。

こちらは、位置図です。議案書は6ページです。赤く囲っている区域が現在の、下水道排水区域（汚水）を示しており、約9,352haです。今回、臨海処理区の一部、青く塗られている普正寺地区において、下水道による集合処理から、合併処理浄化槽による個別処理に変更することとします。変更面積は約5haで、臨海処理区の排水区域面積を、約2,621haから約2,616haへ変更します。この普正寺地区は、昭和62年に公共用水域の水質保全を目的に下水道区域として都市計画決定以降、長年未整備となっています。続いて、航空写真です。赤く囲っている区域が今回汚水処理方式を変更する普正寺町地区です。周囲には日本海、犀川、都市計画公園である健民海浜公園で囲まれた区域となっており、金沢市内との往来はこの普正寺橋のみとなっております。現在この地区には、病院が1軒と10軒の住宅の11世帯が居住しております。そのうち、329人槽の病院と住宅2世帯が合併処理浄化槽で汚水処理を行っています。

今回の下水道計画の見直しの背景です。金沢市の公共下水道は、公共用水域の水質保全を図るため計画し、整備を進め、人口普及率が令和3年度末で98.2%となっており、概ね整備が完了しております。近年、人口減少社会の到来や法制度の改正等、社会情勢は大きく変化しており、下水道と合併処理浄化槽の役割分担を見直すなど効率的で持続可能な汚水処理施設の構築が求められております。このため金沢市汚水処理構想（アクションプラン）に基づき、下水道未整備区域における、開発動向や将来の需要予測などを確認し、効率的かつ効果的な汚水処理方式を検討し、令和2年には、工業系地域などの一部区域を下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理に変更したところですが、引き続き検討を行い、今回、当該地区の汚水処理方式を下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理に変更し、効率的かつ効果的に公共用水域の水質保全を図ることとします。

検討内容を簡単に説明します。まず、市内の下水道整備状況ですが、黄色に塗られている区域が、現在下水道が未整備となっている区域を示しています。これらの区域のうち、南新保地区及び太陽が丘地区においては、現在進行中である土地区画整理事業に合わせて整備することとしており、その他の地区においては、開発の計画に併せて整備することで協議が進められています。しかし、普正寺地区においては、具体的な開発の計画が無く、今回、適切な汚水処理方式について検討を行いました。まず、将来の人口予測とそれに基づく経済比較をしております。普正寺地区は、世帯数は昭和62年の下水道区域決定時では約14世帯あったものが、現在11世帯と減少傾向にあり、将来人口も減少予測となっております。当該地区は、市街地としてほぼ概成しており、地区の一部は犀川の河川拡幅用地となるほか、現在開発されていない部分は、山林、保安林となっております。新たな開発の可能性は低いと考えられます。その上で、一定の人口増加を加味し、経済比較を行いました。その結果、都市計画決定当初は、将来人口の増加を見込み下水

道区域を設定しましたが、近年の社会情勢の変化により、当初の想定ほど人口の増加が見込めなかったため、僅差ではありますが、下水道による集合処理とする場合に比べ、合併浄化槽による個別処理とする場合の方が経済的であるとの結果となりました。なお、経済比較は、平成 26 年に国が策定した持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに基づき、検討しております。

次に、整備時期ですが、下水道整備とした場合、普正寺橋の架け替え後の令和 10 年度以降となります。合併処理浄化槽による整備とした場合、令和 5 年度から整備が可能となり、早期に汚水処理施設の設置が可能となり、より早期に水質保全効果が発現されます。そのほか、合併浄化槽の処理排水は、直ちに公共用水域に放流され、市街地を經由しないため、汚水排水による影響が少ないと考えます。最後に住民からも下水道整備から合併浄化槽整備に転換することに対し、個別説明等を行い、理解を得ております。

以上のことにより、総合的に判断し、普正寺地区を下水道による集合処理から、合併浄化槽による個別処理に変更することとします。

こちらは今回の変更の計画書です。金沢市公共下水道（臨海処理区）「3-2. 排水区域」（汚水）の面積を 2,621ha から 5ha 減らし 2,616ha とします。なお、引き続き浸水対策は必要であることから、雨水区域の削除は行いません。また、石川県が定める「生活排水処理構想エリアマップ」も併せて変更することとして調整済みです。

最後に、本件につきましては、令和 4 年 11 月 1 日から 11 月 15 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。以上で、議案第 423 号の説明を終わります。

（竹村会長）

はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご意見やご質問はありませんか。

汚水の処理方法というのは、たくさんあって、公共下水道や今回説明のあった方法等、いくつか方法はありますけれども、その中でも経済的にも安くて、早くできる方法にということですね。よろしいですか。

（各委員意見等無し）

（竹村会長）

ご意見もないようですので、この案件も計画案どおりとして答申します。

ここで、一旦、進行を事務局へお返しいたします。

（事務局）



これより先は意思形成過程段階のものとなりますので、非公開とさせていただきます。  
申し訳ありませんが、報道関係の方、傍聴人の方々は退席をお願いいたします。

－ 以下、意思形成過程段階案件のため非公開 －